# 延長修理保証規定

2014年4月現在

本規定は、延長修理保証書に記載された商品(以下「本商品」といいます)につき、延長修理保証期間中に故障が発生した場合、以下の項目に基づいて延長修理保証サービス会社が無料修理を行なうことをお約束するものです。(本規定に記載のない事項については本商品のメーカー保証書に準じます。)なお、本保証は、修理にかかる部品代、技術料、出張料等を、直接金銭のご提供によって保証するものではありません。

1. 延長修理保証期間中に、本商品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合は、本書記載の販売店(以下「購入販売店」といいます)に本書をご提示のうえ、修理をご依頼下さい。なお、購入販売店またはTWGワランティーコールセンターの了解を得ずに購入販売店以外に直接修理を依頼された場合は、本保証の対象となりません。
2. 次の場合は、購入販売店またはTWGワランティーコールセンターにすみやかにご連絡下さい。
   (1) 延長修理保証期間終了前に氏名あるいは電話番号の変更があった場合。
   (2) 本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。
   前各項に関してご連絡いただけない場合は延長修理保証期間中であっても、本保証の対象となりませんので必ずご連絡下さい。
3. お客様のご都合による事由(ご転居など)で購入販売店に本商品(持込修理対象商品)のお持ち込みが出来ない場合は、修理に要する運賃諸掛かりにつきましてはお客様にご負担いただきます。
4. 本保証の保証限度額は本商品の購入金額(税込)までとし(但し、対象商品がパソコン製品の場合で購入金額が10万円未満(税込)の商品は一律10万円(税込)まで)、本保証の適用となった累積の修理金額(税込)が購入金額(税込)に達した時点で本保証は終了します。なお、修理見積額が保証残高(保証限度額から既に保証が適用された修理代金を差し引いた残高)を上回る場合、お客様が差額を自己負担して修理を実施できます。
5. 次の場合は、延長修理保証期間中でも本保証の対象とはなりません。
   (1) 本書のご提示がない場合。(出張対象修理品の場合で、延長修理保証番号のご通知が無い場合)
   (2) 本書に所定事項の記載がない場合または記載された字句が書き替えられたり、書き加えられた場合。
   (3) 本商品のメーカー保証期間中あるいは部品保証期間中の故障または損害。
   (4) 本商品の筐体を開けずに実施される部品交換を伴わない調整および手直し修理。
   (5) バッテリー、内蔵電池等の消耗品の交換ならびに液晶画面のドット欠落、経年劣化に伴う輝度劣化等の症状である場合。
   (6) 本商品のソフトウェア(基本OS、BIOSを含む)、付属品類、周辺機器、アクセサリー等本商品本体以外に生じた故障･損傷及びそれに起因する故障・損傷。
   (7) 一般家庭用以外(例えば業務用の使用。車輌や船舶への搭載)での使用によって生じた本商品の故障・損傷。
   (8) 直接であると間接であるとを問わず、次に揚げる事由によって生じた本商品の故障・損傷。
      ① 落下、衝撃、水濡れ、冠水、電池の液漏れ等によって生じた故障、錆、カビ、傷等および埃、虫等の侵入に起因する故障。
      ② 使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用方法)、または純正部品以外を使用した修理および改造に起因する故障。
      ③ 故障または過失ならびに第三者の加害行為による筐体上の消耗・摩耗・破損・変質・変色・腐食、その他類似の事由。
      ④ 全ての天災・人災・ガス害・塩害・公害・異常電圧および外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の外来の事由による故障・損傷。
   (9) 商品の製造メーカーがリコール宣言または無償修理を行った後の、その対象となった部位にかかる本商品の修理。
   (10) 修理のご依頼が延長修理保証期間の末日後になされた場合。
   (11) 延長修理保証対象外故障が判明した場合の見積り費用、出張費用。
6. 次の損害は本保証の対象とはなりません。(延長修理保証サービス会社は製造物責任法第3条の責に任ずるものではありません。)
   (1) 本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害(傷害に起因する死亡を含みます)。
   (2) 本商品の故障または損傷に起因して他の財物(ソフトウェアを含みます)に生じた故障もしくは損傷等の損害。
   (3) 本商品の故障または損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。
7. 離島および遠隔地への出張修理を依頼される場合は、その出張に要する実費を申し受けます。
8. 本保証は原則として解約できません。
9. 本保証は日本国内においてのみ有効です。
10. 故障および損傷の認定等について延長保証サービス会社と使用者の間で見解の相違が生じた場合は延長保証サービス会社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。

延長修理保証期間

延長修理保証期間は、商品ご購入日あるいは商品お届け日に始まるメーカー保証期間が終了した日の翌日から始まり、本保証書記載の延長修理保証期間の経過後に終了します。また、1年以上のメーカー保証がついている場合でも、延長修理保証終了日は変わりません。

延長修理保証サービス会社　：　TWGワランティーサービス Inc. 日本支社